

各 位

上場会社名 株式会社アルプス物流

代表者名 代表取締役社長 臼居 賢

(コード番号 9055 東証第2部)

問合せ先 常務取締役管理本部長 下廣 克彦

(TEL 045-532-1982)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2020年6月19日開催予定の第56回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、取締役制度の変更及び執行役員制の導入を行い、コーポレート・ガバナンス体制の 充実を図るとともに、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、取締役会の決議によって法令の限度において責任を免除することができる ようにするため、次の通り定款の一部を変更します。

- (1) 取締役の員数の削減
- (2) 役付取締役に係る規定の削除及び関連する規定の変更
- (3) 取締役の責任免除に係る規定の新設
- (4) 執行役員に係る規定の新設
- (5) その他上記(1) から(4) の変更に伴う所要の変更

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)
第13条 株主総会は、取締役会長または取締	第13条 株主総会は、取締役会が定めた取締
<u>役社長</u> がこれを招集し、議長となる。	<u>役</u> がこれを招集し、議長となる。
② 取締役会長および取締役社長に事故が	② 前項の取締役会が定めた取締役に事故
あるときは、取締役会においてあらかじめ定	があるときは、取締役会においてあらかじめ
めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招	定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を
集し、議長となる。	招集し、議長となる。
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第17条 当会社の取締役(監査等委員である	第17条 当会社の取締役(監査等委員である
取締役を除く。) は、 <u>15名</u> 以内とする。	取締役を除く。) は、 <u>7名</u> 以内とする。
②条文省略	② 現行どおり

現行定款変更案

(役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第22条 条文省略

(取締役会の招集権者および議長)

第<u>23</u>条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会会長または取締役社</u> 長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条~第28条 条文省略

(取締役の<u>責任限定契約</u>) 第<u>29</u>条 (新設)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令に定める額まで限定する契約を締結することができる。

(新設)

第<u>5</u>章 監査等委員会 第30条~第32条 条文省略

第<u>6</u>章 計算 第33条~第36条 条文省略

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 (削除)

第21条 現行どおり

(取締役会の招集権者および議長)

第<u>22</u>条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会があらかじめ定めた</u>取締役がこれを招集し、議長となる。

② 前項の取締役会であらかじめ定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第<u>23</u>条~第<u>27</u>条 現行どおり

(取締役の<u>責任免除</u>)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の 規定により、同法第423条第1項に規定する 取締役(取締役であった者を含む。)の賠償 責任を法令の限度において、取締役会の決議 によって免除することができる。

②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令に定める額まで限定する契約を締結することができる。

第5章 執行役員

(執行役員)

第29条 当会社は、取締役会の決議によって、執行役員を置くことができる。

②執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規則による。

第<u>6</u>章 監査等委員会 第30条~第32条 現行どおり

第<u>7</u>章 計算 第33条~第36条 現行どおり

2020年6月19日2020年6月19日